官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二）　一
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理等に関する省令（経済産業・環境四）　二
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令（環境一六）　二
〔法規的告示〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（総務一七〇）　二
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同一七一）　二
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正する告示（総務・財務・経済産業一）　三
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一七二）　四
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件（同一七三）　四
○母子保健サービス強化のための医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九八）　六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産七八八～七九六）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局五〇）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、証票無効関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十二日

財務大臣臨時代理　国務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

経済産業省・環境省令第四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理等に関する省令

（特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部改正）

第一条　特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第二項中「書替え」を「書換え」に改める。

第二十条第四号イ中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条第二項中「書替え」を「書換え」に改める。

様式第11中「書替え」を「書換え」に改める。

様式第18中「第15条第１号」を「第15条第１項」に改める。

様式第19中「書替え」を「書換え」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。ただし、第三条中特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第十七条第二項、第二十八条第二項、様式第11、様式第18及び様式第19の改正規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○環境省令第十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十二日

環境大臣　浅尾慶一郎

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の八第三号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部改正）

第三条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ(2)中「において禁錮以上の刑」を「の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑」に、「環境関連法令の規定により罰金の刑」を「輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑」に改め、同号イ(2)中「における」を「の」に改める。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

法規的告示

○総務省告示第百七十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　登録外国適合性評価機関の区別	1　登録外国適合性評価機関の区別
登録外国適合性評価機関 ／ 区別	登録外国適合性評価機関 ／ 区別
［略］	［同左］
DERYCOM CERTIFICATION SERVICES, INC. ／ 222	DERYCOM CERTIFICATION SERVICES, INC. ／ 222
HCT America, Inc. ／ 223	
［2　略］	［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
次の第一号から第三号までに掲げる端末機器に付する文字等の表示については、その各号列記の順に行うものとする。 ［一・二　略］ 三　登録外国適合性評価機関の区別（三桁） 登録外国適合性評価機関 ／ 区別 ［略］ DERYCOM CERTIFICATION SERVICES, INC. ／ 222 HCT America, Inc. ／ 223	次の第一号から第三号までに掲げる端末機器に付する文字等の表示については、その各号列記の順に行うものとする。 ［一・二　同上］ 三　登録外国適合性評価機関の区別（三桁） 登録外国適合性評価機関 ／ 区別 ［同左］ DERYCOM CERTIFICATION SERVICES, INC. ／ 222
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省・財務省・経済産業省告示第一号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月二十二日

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四　特定半導体生産施設整備等に関する事項 第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。 一　特定半導体生産施設整備等の内容 特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。 1～11　（略）	第四　特定半導体生産施設整備等に関する事項 第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。 一　特定半導体生産施設整備等の内容 特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から13までのいずれにも該当するものとする。 1～11　（略）
12　特定半導体の生産施設において適切に生産が行われるよう人材を確保するものであること。また、次の(1)と(2)のいずれも満たすこと。 (1)　原則として、半導体人材育成に取り組む産学連携組織に加入し、又は当該組織の活動に参加すること。 (2)　特定半導体生産施設整備等計画における設備投資を開始した翌事業年度から当該計画における設備投資が終了するまでの間、関係する教育機関、研究機関又は技術研究組合等と連携し、及び(1)に規定する産学連携組織の半導体人材育成に係る活動に貢献すること。 13　（略） 14　国際情勢や市況の変化等を踏まえ、必要に応じて特定半導体生産施設整備等計画を見直すことができるものであること。 二　（略） 三　特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項 1～3　（略） 4　国は、特定半導体生産施設整備等計画の認定及び経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年経済産業省令第六十八号）第十五条第二項に規定する報告の際に、有識者等の意見を聴取した上で、その内容を踏まえて当該計画の適切性及び進捗状況を確認するものとする。	12　特定半導体の生産施設において適切に生産が行われるよう人材を確保するものであること。 13　（略） （新設） 二　（略） 三　特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項 1～3　（略） （新設）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の日前に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十一条第三項に規定する認定を受けた特定半導体生産施設整備等計画については、この告示による改正後の第四の三の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第百七十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十二日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　令和七年度カンボジア陸軍警護部隊等に対する要人警護に係る技術指導参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年五月二十三日から令和七年六月十日まで

三　派遣人数（概数）　十五人程度

四　派遣地域　カンボジア王国

○総務省告示第百七十三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条の規定に基づき、同法第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録について、次のとおり公示する。

令和七年五月二十二日　　総務大臣　村上誠一郎

1　名称　HCT America, Inc.

2　登録年月日　令和７年３月12日

3　住所　1726 Ringwood Ave, San Jose, CA 95131, United States

4　登録に係る区分　電波法（昭和25年法律第131号）第38条の２の２第１項各号に掲げる事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第４条各号に掲げる事業の区分

○外務省告示第百九十八号

令和七年三月十四日にダルエスサラームで、母子保健サービス強化のための医療機材整備計画の贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

１　ザニア連合共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　母子保健サービス強化のための医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　十五億二千七百万円

３　贈与の供与期限　令和十四年一月三十一日

４　署名者

日本側　三上陽一在タンザニア次期大使

タンザニア側　ナトゥ・Ｅ・ムワンバ財務省次官

令和七年五月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第七百八十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月六日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第28551号

2　登録年月日　令和３年８月５日

3　農林水産植物の種類
Pelargonium L'Her. ex Ait.

4　登録品種の名称　キュート

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社日野洋蘭園
鹿児島県薩摩郡さつま町中津川7741

1　登録番号　第28566号

2　登録年月日　令和３年８月５日

3　農林水産植物の種類
Rosa L.

4　登録品種の名称　EVERA231

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第28570号

2　登録年月日　令和３年８月５日

3　農林水産植物の種類
Rosa L.

4　登録品種の名称　KORPOT066

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第29806号

2　登録年月日　令和５年８月４日

3　農林水産植物の種類
Hedera L.

4　登録品種の名称　ホワイトベール

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
高橋進
愛知県田原市大草町荒子125番地７

1　登録番号　第29808号

2　登録年月日　令和５年８月４日

3　農林水産植物の種類
Hedera L.

4　登録品種の名称　寿　スノーホワイト

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
永尾寿夫
福岡県大川市大字下青木272

○農林水産省告示第七百八十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第26137号

2　登録年月日　平成29年８月７日

3　農林水産植物の種類
Rosa L.

4　登録品種の名称　2013キムラ04

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社キムラ企画
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１

○農林水産省告示第七百九十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月十日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第25361号

2　登録年月日　平成28年８月９日

3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench

4　登録品種の名称　BALSOMCOR

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

1　登録番号　第25362号

2　登録年月日　平成28年８月９日

3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench

4　登録品種の名称　BALSOMSED

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

1　登録番号　第25363号

2　登録年月日　平成28年８月９日

3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench

4　登録品種の名称　BALSCERAS

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

1　登録番号　第25364号

2　登録年月日　平成28年８月９日

3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench

4　登録品種の名称　サークル　フォレスト　ピンク

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鈴木学
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字中道150番地１

○農林水産省告示第七百九十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月十四日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第19680号
2　登録年月日　平成22年８月13日
3　農林水産植物の種類
Cucumis melo L.
4　登録品種の名称　DHM-R2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目１番地８
株式会社大学農園
北海道札幌市中央区北６条西16丁目

1　登録番号　第19681号
2　登録年月日　平成22年８月13日
3　農林水産植物の種類
Cucumis melo L.
4　登録品種の名称　ゆめてまり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目１番地８
株式会社大学農園
北海道札幌市中央区北６条西16丁目

○農林水産省告示第七百九十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第26180号
2　登録年月日　平成29年８月14日
3　農林水産植物の種類
Callistephus chinensis (L.) Nees
4　登録品種の名称　ミヨアスジュリホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第26187号
2　登録年月日　平成29年８月14日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia hypericifolia L.
4　登録品種の名称　PAS782694
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, U.S.A.

1　登録番号　第26200号
2　登録年月日　平成29年８月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　2013カワモ03
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社河本バラ園
岐阜県揖斐郡大野町大野775

○農林水産省告示第七百九十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第26974号
2　登録年月日　平成30年８月15日
3　農林水産植物の種類
Allium chinense G. Don
4　登録品種の名称　レジスタファイブ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鳥取県
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

1　登録番号　第26982号
2　登録年月日　平成30年８月15日
3　農林水産植物の種類
Clematis L.
4　登録品種の名称　ヒスアンドヒス01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社はなせきべち
群馬県前橋市北代田町497番地
佐々木淳
群馬県富岡市岡本750

○農林水産省告示第七百九十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第27520号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BRESE16714
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第27573号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ミヨペEP279-1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社　ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第28587号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　ザルサチャグレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

1　登録番号　第28589号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Astrantia major L.
4　登録品種の名称　Star of Magic
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
OSCO GARDEN JAPAN株式会社
東京都あきる野市草花1137―４

1　登録番号　第28591号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀の晶
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第28592号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀はやせ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第28594号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀宝
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第28604号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Dioscorea L.
4　登録品種の名称　大杉１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小野賢一
高知県高知市西久万309

1　登録番号　第28608号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　みゆき
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
高尾光一
福岡県久留米市田主丸町菅原1558

1　登録番号　第28643号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIMUSTRAD
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第28647号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RUIMCQ0030
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
De Ruiter Intellectual Property B.V.
Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands

1　登録番号　第28649号
2　登録年月日　令和３年８月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　TAN091121
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Rosen Tantau KG
Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany

○農林水産省告示第七百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月二十日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第29316号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Arubtec
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第29318号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKDORIAX CHERRY
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第29320号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKDORIAX SALMON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第29321号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKDORIAX WHITE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第29322号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKDORIAX YELLOW
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

○農林水産省告示第七百九十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第19734号
2　登録年月日　平成22年８月20日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　あわっ娘
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
三入新一
徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2889の３
三入茂
徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2889の３
三入健一
徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2889の３

1　登録番号　第19739号
2　登録年月日　平成22年８月20日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　SEKAI-1314
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SOGO by Dummen Orange Co., Ltd.
No.187, Ronghua Lane, Jianxing Village, Neipu Township, Pingtung County 91246, Taiwan

○東北地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千四百一号栗原都市計画下水道事業
三　追川流域下水道
事業施行期間　自平成五年十一月二十七日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年八月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十二日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第19734号
2　登録年月日　平成22年８月20日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　あわっ娘
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
三入新一
徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2889の３
三入茂
徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2889の３
三入健一
徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2889の３

1　登録番号　第19739号
2　登録年月日　平成22年８月20日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　SEKAI-1314
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SOGO by Dummen Orange Co., Ltd.
No.187, Ronghua Lane, Jianxing Village, Neipu Township, Pingtung County 91246, Taiwan

○東北地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千四百一号栗原都市計画下水道事業
三　追川流域下水道
事業施行期間　自平成五年十一月二十七日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程は、五月十五日次のとおり決定した。

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程（平成二十七年庁訓務第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号及び第五号中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓に関する法律第三十四号）の施行の日から施行する。（令和七年法律第　　の改正

法律公布奏上及び通知

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

議案送付

五月二十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境影響評価法の一部を改正する法律案
安定労働関係基本法の一部を改正する法律案
安定雇用安全保障基金の充実並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案
令和五年度一般会計予備費使用総調書（承諾を求める件）及び令和五年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）
令和五年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）
令和五年度一般会計予備費使用総調書（承諾を求める件）及び令和五年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求める件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

議案通知

五月二十日参議院送付の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

五月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

羽田空港新飛行ルートに関する質問主意書（松尾明弘提出）

証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問主意書（松原仁提出）

李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問主意書（松原仁提出）

経営・管理の在留資格に関する質問主意書（松原仁提出）

外国情報機関による勧誘工作に関する質問主意書（松原仁提出）

国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問主意書（松原仁提出）

答弁書受領

五月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員海江田万里提出融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

令和七年五月二十一日（水曜日）

午前十時開議

第一　森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月二十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出、衆議院継続審査）

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出、衆議院継続審査）

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出、衆議院継続審査）

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百十六回国会提出、衆議院継続審査）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

議案受領（予備審査）

五月二十日衆議院から次の議案が送付された。

婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武外二名提出）（衆第三〇号）

議案付託

五月二十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

政治改革に関する特別委員会に付託

通知書受領

五月二十日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

答弁書受領

五月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問に対する答弁書（第一一七号）

報告書提出

五月二十日委員長から次の報告書を提出した。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一六号）審査報告書

人事異動

内閣

（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補）判事補　池口　弘樹

（同）同　遠藤　優

（同）同　川本　涼平

（同）同　北澤　陸

（同）同　紅林　颯馬

（同）同　髙岡　遼大

（同）同　滝口麻理奈

（同）同　竹内　瑞希

（同）同　野杁　葵

（同）同　長崎　壮汰

（同）同　新田　紗紀

（同）同　星野　徹

（東京家庭裁判所判事補）同　矢島　佑一

（横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補）同　豊田　祐介

（同）同　平間紗奈子

（さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補）同　脊戸　紗希

（同）同　宮本由梨花

（千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補）同　岸本　若菜

（同）同　森谷　拓朗

（同）同　山西　健太

（千葉家庭裁判所判事補）同　鈴木　祥平

（水戸地方裁判所判事補兼水戸家庭裁判所判事補）同　田島　敬太

（水戸家庭裁判所判事補兼水戸地方裁判所判事補）同　及川小百合

（前橋地方裁判所判事補兼前橋家庭裁判所判事補）同　林　翔平

（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補）同　北田明日美

（同）同　丸山　智大

（同）同　沢田　優乃

（長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補）同　岡　春奈

（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補）同　伊藤　佳子

（同）同　加藤　雄大

（同）同　北岡　佑太

（同）同　名倉　亨

（同）同　枚田　雅樹

（同）同　森本　和真

（同）同　吉澤　孝

（同）同　六郷　和紀

（同）同　丹治　雅文

（同）同　橋本　泰一

（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補）同　横井　信昭

（大津地方裁判所判事補兼大津家庭裁判所判事補）同　松倉　梨香

（名古屋地方裁判所判事補）同　長船　源

（同）同　川崎結衣子

（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補）同　柴田　拓真

（同）同　松井　智弘

（広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補）同　森谷　謙太

（鳥取地方裁判所判事補兼鳥取家庭裁判所判事補）同　青戸　大悟

（松江地方裁判所判事補兼松江家庭裁判所判事補）同　鍵谷　蒼空

（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補）同　豊田　高史

（鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補）同　赤坂　誠悟

（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補）同　山本紗恵子

（那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補）同　原　健志
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補）同　髙田　優
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補）同　阿部　慎也
（同）同　斎藤由里阿
（札幌家庭裁判所判事補兼札幌地方裁判所判事補）同　池田　弘毅
（函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補）同　北岡　憧子
（旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補）同　杉原　直幸

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（五月十七日）

外務大臣政務官　英利　アリフェヤー
（英利　アルフィヤ）

エクアドル国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる
期間は令和七年六月七日までとする

（小倉簡易裁判所判事・福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　小野寺優子

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　松葉佐隆之

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（熊本家庭裁判所判事・熊本簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　矢数　昌雄

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上五月二十日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　池口　弘樹
同　遠藤　優　同　川本　涼平
同　北澤　陸　同　紅林　颯馬
同　高岡　遼大　同　滝口麻理奈
同　竹内　瑞希　同　野杁　葵
同　矢島　佑一

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　長崎　壮汰　同　新田　紗紀
同　星野　徹

立川簡易裁判所判事に補する（各通）

同　豊田　祐介
横浜簡易裁判所判事に補する　同　岡部紗奈子
川崎簡易裁判所判事に補する　同　宮本由梨花
同　脊戸　紗希　同　斎藤由里阿
さいたま簡易裁判所判事に補する（各通）　同　岸本　若菜　同　森谷　拓朗
同　山西　健太　同　鈴木　祥平
千葉簡易裁判所判事に補する（各通）　同　田島　敬太
水戸簡易裁判所判事に補する　同　渡邉小百合
土浦簡易裁判所判事に補する　同　林　翔平
高崎簡易裁判所判事に補する　同　丸山　智大
同　加藤明日美
沼津簡易裁判所判事に補する（各通）　同　沢田　優乃
浜松簡易裁判所判事に補する　同　岡　春奈

松本簡易裁判所判事に補する

兼ねて木曽福島簡易裁判所判事に補する

同　伊藤　佳子　同　加藤　雄大
同　北岡　佑太　同　名倉　亨
同　枚田　雅樹　同　森本　和真
同　吉澤　孝　同　六郷　和紀

大阪簡易裁判所判事に補する（各通）

同　丹治　雅文　同　橋本　泰一

堺簡易裁判所判事に補する（各通）

同　横井　信昭
姫路簡易裁判所判事に補する　同　松倉　梨香
同　長船　源　同　熊野結衣子

大津簡易裁判所判事に補する

名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）　同　松井　智弘
同　柴田　拓真
岡崎簡易裁判所判事に補する（各通）　同　森谷　謙太
広島簡易裁判所判事に補する　同　青戸　大悟
鳥取簡易裁判所判事に補する　同　鍵谷　蒼空
松江簡易裁判所判事に補する　同　豊田　高史
小倉簡易裁判所判事に補する　同　赤坂　誠悟
鹿児島簡易裁判所判事に補する　同　山本紗恵子
宮崎簡易裁判所判事に補する

同　原　健志
那覇簡易裁判所判事に補する　同　髙田　優
郡山簡易裁判所判事に補する　同　斎藤由里阿
同　阿部　慎也　同　池田　弘毅
札幌簡易裁判所判事に補する（各通）　同　北岡　憧子
函館簡易裁判所判事に補する　同　杉原　直幸
旭川簡易裁判所判事に補する　山部　佑輝
長野家庭裁判所判事補兼長野地方裁判所判事補・松本簡易裁判所判事兼木曽福島簡易裁判所判事　菱田　泰信
木曽福島簡易裁判所判事の兼補を免ずる（以上五月十七日）

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・熊谷簡易裁判所判事

広島高等裁判所判事に補する

広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

岡山簡易裁判所判事に補する　横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・小田原簡易裁判所判事　佐々木直人

さいたま地方裁判所判事に補する

さいたま地方裁判所熊谷支部勤務を命ずる

さいたま家庭裁判所熊谷支部勤務を命ずる

さいたま地方裁判所熊谷支部長を命ずる

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま家庭裁判所熊谷支部勤務を命ずる

さいたま家庭裁判所熊谷支部長を命ずる

熊谷簡易裁判所判事に補する

熊谷簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　竹下　雄

横浜地方裁判所判事に補する

横浜地方裁判所小田原支部勤務を命ずる

横浜地方裁判所小田原支部長を命ずる

兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する

横浜家庭裁判所小田原支部勤務を命ずる

横浜家庭裁判所小田原支部長を命ずる

小田原簡易裁判所判事に補する

小田原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上五月十九日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事柴田厚司は五月十八日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）　上原　宜成　遠藤　卓郎
高橋　英樹　茂手木雄一

（青森県横浜町議会議員）　海老澤　靖
善野　六二　高土井一義　小川　和男
中村　智　満田　泰三　谷郷　史郎

正六位に叙する（各通）

上田　耕作　古俣　泰浩
中川　壽雄　夏目　茂
増子　卓事　松舘　吉雄

従六位に叙する（各通）　儀間　義明　與古田行徳

正七位に叙する（各通）（以上四月十四日）　中川　正清　村上　岑生　山田　光雄

従五位に叙する（各通）　白松　司　平田　紀子
松本　敬之　除村　晃一　松永　久彦
渡邉　清

正六位に叙する（各通）

大森　英範　喜納　勇
後藤　倫爾　寺嶋　功
永見　浩　藤田　学
宮崎キヨ子　宗藤　泰典

（警視庁警部）　宇都宮宏明

従六位に叙する（各通）　糀屋　正晴　福島　茂行
後藤　快人　松竹　富孝
山内　義夫　若宮　健一

正七位に叙する（各通）

（千葉県警部補）　小川　貴雅

従七位に叙する（以上四月十五日）　西岡　忠文　西嶋　普之

従五位に叙する（各通）　日暮　博

正六位に叙する（各通）

板垣　和男　清水　貫司
淺野　達也　井坂　正行
石塚　孝男　桂　一雄
中村　功一　長野幸一郎
松本　富雄　三浦　周治

従六位に叙する（各通）　石川　淳　川村　隆行　藤本　廣信　芳野　俊明

荒田　雅則
井手　雅弘
藤井　弘道
（神奈川県警部）
正七位に叙する（各通）（以上四月十六日）
従六位に叙する（四月十七日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける
遠藤　卓郎
（青森県横浜町議会議員）
古俣　泰浩
旭日双光章を授ける（各通）
小川　和男
善野　六二
旭日単光章を授ける（各通）
佐々木武彦
倉持　重義
旭日単光章を授ける（各通）
高橋　英樹
櫻井　一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
鶴田　富男
谷郷　史郎
上田　耕作
松舘　吉雄
中村　智
中川　壽雄
與古田行徳
滿田　泰三
瑞宝双光章を授ける（各通）
山口　貞夫
瑞宝単光章を授ける（以上四月十四日）
中川　正清
瑞宝小綬章を授ける

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
札幌市南区簾舞五一二番六二地先から同市南区簾舞五一三番一七まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

占用物件	備考
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

宇都宮宏明　喜納　勇　白松　司
平田　紀子　松本　敬之　宗藤　泰典
渡邉　清
瑞宝双光章を授ける（各通）
松竹　富孝
（警視庁警部）
若宮　健一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十五日）
淺野　達也　荒田　雅則　井坂　正行
石川　淳　石塚　孝男　中村　功一
日暮　博　芳野　俊明
瑞宝双光章を授ける（各通）
井手　雅弘
（神奈川県警部）
川村　隆行　長野幸一郎　松本　富雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十六日）
徳永幸太郎
瑞宝双光章を授ける（四月十八日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、五月十六日午後一時二十分御出門、ストックホルム国際水研究所、在日スウェーデン大使館及び国際連合大学による水に関するセミナー「水：気候変動対策といのち輝く未来社会への鍵」を御聴講のため、国際連合大学（渋谷区）へ行幸、同五時十九分還幸になった。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
江別市江別太三三五番一七から同市江別太三三五番二七まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

占用物件	備考
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道空知郡南幌町五一三番二地先から江別市江別太五四六番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

占用物件	備考
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十七号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
千歳市花園三丁目三〇地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

公　告

諸　事　項

有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人澤田正史の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月22日　　金沢地方法務局

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第103674号	令和３年４月１日	令和７年２月20日	愛知労働局 名古屋西労働基準監督署 労働基準監督官 大森　奨之

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年５月22日　　厚生労働省

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
外国人技能実習に係る立入検査証	第1292544号	平成29年11月１日	令和７年３月９日	長崎労働局 労働基準部監督課 労働基準監督官 川原　勲

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年５月22日　　厚生労働省

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第560123号	平成27年４月１日	令和７年３月９日	長崎労働局 労働基準部監督課 労働基準監督官 川原　勲

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年５月22日　　厚生労働省

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
外国人技能実習に係る立入検査証	第1290080号	平成29年11月１日	令和７年３月28日	北海道労働局 札幌中央労働基準監督署 労働基準監督官 新田　武志

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年５月22日　　厚生労働省

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００１号

札幌市東区伏古８条４丁目７番22号
清算株式会社　株式会社三和部品
代表清算人　茂田　晃男

1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号

福岡市博多区諸岡５丁目31番14―206号
清算株式会社　ウィングオート株式会社

1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号

北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　株式会社太平洋管財
代表清算人　岩田　圭只

1　決定年月日　令和７年４月28日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第２　優先債権及び費用請求権に関する弁済

一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第３　一般条項

1　権利の変更

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2　調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3　債権者変更の場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

以上

釧路地方裁判所帯広支部

令和６年（ヒ）第７号

滋賀県草津市野路８丁目５番29号
清算株式会社　株式会社草津バイクギャラリー
代表清算人　尾島　史賢

1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。

2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大津地方裁判所民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和七年五月二十二日
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（甲）コスモ石油株式会社
代表取締役社長　西　克司
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（乙）四日市霞パワー株式会社
代表取締役　大高　敬世

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年六月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年六月二十一日
掲載頁　五頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月一日
掲載頁　一八八頁（号外第一八二号）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年六月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年六月二十一日
掲載頁　五頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月一日
掲載頁　一八八頁（号外第一八二号）

令和七年五月二十二日
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（甲）コスモ石油株式会社
代表取締役社長　西　克司
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（乙）四日市霞パワー株式会社
代表取締役　大高　敬世

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十八日
掲載頁　一五九頁（号外第一五七号）
令和七年五月二十二日
大阪府堺市堺区匠町一番地
（甲）シャープ株式会社
代表取締役　沖津　雅浩
東京都江東区豊洲五丁目六番一五号ＮＢＦ豊洲ガーデンフロント
（乙）株式会社ＡＩｏＴクラウド
代表取締役　松本　融

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　四十六頁（号外第八十三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十二日
島根県松江市矢田町二五〇番二
（甲）株式会社パッケージ中澤
代表取締役　中澤　洋介
島根県松江市矢田町二五〇番地八九
（乙）有限会社商工デザイン研究所
取締役　中澤　洋介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての取り扱い製商品サービスに係る製造・購買・通信販売及びこれに関連する企画機能（乙の直営店舗が独自に行う製造・購買機能及び乙の直営店が行うＦＣ店舗向け商品の融通を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月七日
掲載頁　四十七頁（号外第一〇一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月七日
掲載頁　四十七頁（号外第一〇一号）
令和七年五月二十二日
北海道虻田郡ニセコ町字元町四三六番地二
（甲）株式会社ルピシアホールディングス
代表取締役　水口　博喜
北海道虻田郡ニセコ町字元町四三六番地二
（乙）株式会社ルピシア
代表取締役　水口　博喜

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む半導体製造事業、半導体ファウンドリー事業、シリコンディスプレイ事業並びにレーザー及びレーザー応用デバイス／モジュール事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十八日
掲載頁　一四九頁（号外第一五七号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年五月二十二日
広島県福山市大門町旭一番地
（甲）シャープ福山レーザー株式会社
代表取締役　蔡　正　茂
大阪府堺市堺区匠町一番地
（乙）シャープ株式会社
代表取締役　沖津　雅浩

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社日本冷凍いちご協会（住所　栃木県宇都宮市平出町一〇四四番地一）に対して当社の不動産事業、自動車の整備、販売、賃貸及びリース事業、及び損害保険代理事業の一部に関する権利義務を承継させることにしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　二頁
令和七年五月二十二日
栃木県宇都宮市平出町一〇四四番地一
株式会社愛全重車輌
代表取締役　森野　良幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する大道印刷株式会社（福岡県春日市日の出町六丁目二二番地）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十四日
掲載頁　一〇九頁（号外第一〇六号）
令和七年五月二十二日
福岡県春日市日の出町六丁目二二番地
大道印刷株式会社
代表取締役　今村由紀男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

千葉県長生郡一宮町一宮二六四六番地二

合同会社ＩＣＨＩＮＯＭＩＹＡ　ＭＯＴＯＲＳ

代表社員　タウェ・チオファック・エドワード

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はＢＩＺＨＥＲＯ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

Ｐ２Ｐ合同会社

代表社員　玉井　淳平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十四日であり組織変更後の商号は株式会社シンプリットとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

神奈川県小田原市飯田岡九一番地の三

合同会社シンプリット

代表社員　鈴木　一彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十五日であり、組織変更後の商号はＳＹＮＳＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

大阪市浪速区大国一丁目一一番七―六〇四号

ＳＹＮＳＥ合同会社

代表社員　瀬川　慧

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、総会の承認決議は令和七年五月六日に終了しており、組織変更後の名称は上野田自治会とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月二十二日

兵庫県宍粟市一宮町上野田二九七番地一

上野田生産森林組合

代表理事　新田　健二

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　七十頁（号外第一〇三号）

令和七年五月二十二日

愛媛県新居浜市高木町三番一三号

株式会社日光商事

代表取締役　川井　祐介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

宮崎県日向市大字財光寺一一九三番地の二

合資会社日向学園

代表社員　長友宏八郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　七十四頁（号外第八十七号）

令和七年五月二十二日

栃木県宇都宮市泉が丘二丁目一番一五―一一二号

株式会社Ｅｖｅｒ　Ｂｌｕｅ

代表取締役　村上　浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億三千百三十三万八千三百三十五円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

株式会社ピアラ

代表取締役　飛鳥　貴雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十二日

長野県木曽郡南木曽町吾妻四六八九番地二

三九　有限会社ヤマイチ小椋ロクロ工芸所

代表取締役　小椋　一男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百三十一万七千円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://00m.in/mheOF

令和七年五月二十二日

長野県伊那市荒井三四二八―七―Ａ

ＴＨＥＡＰＰＢＡＳＥ株式会社

代表取締役　佐藤　駿

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　一〇四頁（号外第一〇八号）

令和七年五月二十二日

大阪府高槻市城北町二丁目二番一三号

株式会社オカダ

代表取締役　岡田　徳治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　宮崎日日新聞

掲載の日付　令和六年六月二十二日

掲載頁　十九頁

令和七年五月二十二日

宮崎県宮崎市橘通西四丁目六番七号

株式会社宮崎放送

代表取締役　松方　健二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二日

掲載頁　五十七頁（号外第七十五号）

令和七年五月二十二日

福井県越前市蓬莱町六番二四号

株式会社サンライフ小野谷

代表取締役　三村　育子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十二日

掲載頁　一三三頁（号外第一六七号）

令和七年五月二十二日

福岡市中央区大手門一丁目八番三号

株式会社ＦＦＧベンチャービジネスパートナーズ　代表取締役　吉田　泰彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月二十二日

北海道虻田郡ニセコ町字元町四三六番地二
株式会社ルビシアホールディングス
代表取締役　水口　博喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

群馬県高崎市菅谷町二〇番地一七〇
群馬コープ観光株式会社
代表取締役　小林　勝市

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

東京都足立区谷在家三丁目一〇番六号
フィブロ製薬株式会社
代表取締役　今村　年美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

東京都大田区西糀谷三丁目三五番一二号
鳴島工業株式会社
代表取締役　鳴島　清恵

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

東京都大田区西糀谷三丁目三五番一二号
東京工業株式会社
代表取締役　鳴島　清恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千二百万円減少し、十三億八千七百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年六月二十五日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年五月八日付官報の号外第百二号百六十六頁に掲載されています。

令和七年五月二十二日

東京都中央区新川二丁目二七番一号
城南島施設開発特定目的会社
取締役　在原　博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月十八日
掲載頁　二頁

令和七年五月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社ロータスプロパティーズ
取締役　赤津　忠祐

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都足立区千住東一丁目三一番一〇号
ＡＬＳＯＫ関東デリバリー株式会社
規約型確定給付企業年金清算人　深野　智之

訂正公告

令和七年四月十五日（号外第八十五号）掲載の株式会社ＦＰＧリアルエステートに係る第十三期決算公告（枠組）中、「（令和６年９月30日現在）」とあるは「（令和６年12月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十二日

扱　店

取消公告

令和六年五月三十日（号外第一三〇号）掲載の第八期決算公告（枠組）及び第九期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年五月二十二日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階
ＤａｔａＲｏｂｏｔ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　アンジェラ・サリバン

取消公告

令和七年二月二十五日（号外第三十六号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年五月二十二日

愛知県知多郡美浜町大字奥田字松中四四Ｃ
ｏｍｏｄｏ　Ｍｉｈａｍａ一〇九号室
ＧＡＮＧＡＮ株式会社
代表取締役　山本　弘信

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
三六三	二	終りから二三	二三―二四―二三―二四―三一	二三―二四―二三―二四―三三
平成二十五年三月七日海上保安庁告示第五十七号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
八一二	二	～四	地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル	地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで二二メートル
令和三年八月五日（号外第百八十一号）海上保安庁告示第三十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
一八	四	終りから一四	伊良湖岬	伊良湖
令和六年七月五日海上保安庁告示第三十六号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
五一		終りから四	緑色	白色
令和六年八月二十七日海上保安庁告示第四十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				

五ページ二段一行目「消灯」は「欠射」の誤り。

同ページ四段終りから二二行目の次に次を加える。

平均水面上から灯火まで二三メートル

六ページ一段七行目の次に次を加える。

変更した事項　一時撤去中のところ復旧

変更年月日　令和六年七月十八日

同ページ四段終りから一一行目「一時変更中」は「一時光度等変更中」の誤り。